

大津町立大津中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうることで、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。

いじめの防止は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、日頃から個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送ることができるようにしていく必要がある。

また、いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図り、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく。

1 いじめ問題に関する基本的認識

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、町、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

第二条（定義） この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止に関する学校基本方針

(基本理念)

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

(いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(学校及び教職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

4 いじめ防止対策の基本となる事項

(1) 基本方針

- ア 全ての教育活動を通じて「いじめを絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、生徒会作成の「心の絆を深めるための6か条」をいじめ防止のスローガンに掲げ、校長を中心として学校、家庭、地域が密接な連携を図り、一丸となっていじめ防止に努めるものとする。
- イ 学級・学年・部活動等で、お互いを認め合い、集団に帰属する喜びを感じる望ましい人間関係づくりのために、子どもの居場所作り推進テーブルの4つの視点に基づいた指導の充実を図るものとする。
- ウ 生徒の豊かな心を培うとともに、生徒一人一人の自己有用感・自尊感情の涵養を図るために、全ての教育活動を通した人権教育、道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。
- エ 小さな問題行動も見過ごさず、情報の共有化を図り、学校総体「チーム大津中」として適切かつ毅然とした指導を行うとともに、「認め・ほめ・励まし・伸ばす」指導を行うものとする。
- オ いじめ防止等に関する研修を、校内研修の中に位置付け、前期には「取組の共通理解」を、後期には「取組の検証と改善策の検討」に取り組むものとする。いじめに関する事例研究会を開催し、教職員のいじめに対する対応力を高める。

(2) いじめ防止のための組織「いじめ防止委員会」の設置

ア 構成員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、情報集約担当者、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

イ 開催

学年主任は、毎月の生活アンケートを実施した翌日に、調査結果と手立てを報告する。更に、その翌日からの1週間の取組状況を運営委員会（後述参照）で報告し、その対応を協議する。いじめ事案発生時は、即時開催とする。

5 いじめ防止取組の実践

(1) 取組の検証

いじめ防止委員会を年間5回実施し、学校基本方針の見直しや、定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処の検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について検証を行う。

	期 日	内 容
第1回	4月	年間計画の確認、前年度心のアンケート結果と事後対応の共有
第2回	7月	各学年の状況の報告と取組の検証
第3回	10月	各学年の状況の報告と取組の検証
第4回	12月	心のアンケートの実施、集計、分析
第5回	2月	年間の取組の検証と次年度の年間計画の作成

(2) いじめ予防の取組

ア 授業の充実（本年度年間計画参照）

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になる。いじめを未然防止する上で、「分かる授業」を通して生徒の心の安定を図るとともに、生徒と生徒間や教師と生徒の間の良好な関係づくり努める必要がある。

・分かる授業づくりに取り組む体制

すべての教員が公開授業を年に1回以上を行い、その後授業研究会を行う。その際の研究の視点は、別途研究部から提案のある研究の視点や「授業ルール四つの視点」とする。

・学習規律の徹底

日々の授業の中で当たり前発言したり聴いたりする姿勢を育てていけるよう、指導の在り方を見直していくことは、コミュニケーション能力を育てていくことになる。そこで、「チャイム起立」「元気な挨拶」「分かりやすい発表」「聞く姿勢」の四点は、学校として揃えて、それが生徒の習慣となるように続けて取り組んでいく必要がある。

・教師の言語環境

生徒にとって、日々の教職員の言動が最大の言語環境である。教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりする。

イ 人権教育の充実（本年度全体計画・年間計画参照）

・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、生徒に理解させる。

・生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

4月 子どもと学級をつなぐ

5月 集団づくり

6月 学年人権集会、「心のきずなを深める月間」

10月 大津町児童生徒集会

12月 校内人権集会、県人権子ども集会視聴

ウ 道徳教育の充実（本年度全体計画・年間計画参照）

- ・「命を大切に作る心」を育む指導プログラムユニットを通して、効果的に「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・年間計画に基づき、生徒の実態を踏まえ、学年で十分な教材研究に取り組んで道徳の授業を実施する。

1年 6～7月 いじめのない集団

「さかなのなみだ」「近くにいた友」「トマトとメロン」

9月 公正・公平「公平と不公平」

2年 6～7月 いじめのない世界へ

「リスペクト・アザース」「ネット将棋」「ヨシト」

1月 真実を追い求める「戦争を取材する」

3年 6～7月 いじめのない世界へ

「卒業文集最後の二行」「言葉の向こうに」「命の大切さ」

12月 公共の場での心構え「自分・相手・周りの人」

- ・生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

エ 体験活動の充実（本年度全体計画・年間計画参照）

- ・生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自ら気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、職場体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。

オ 特別活動の充実（本年度全体計画・年間計画参照）

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

4月 学級開き、グループワークトレーニング

5月 体育大会選手決め、体育大会練習

6月 学級討議、グループワークトレーニング

7月 2年 性の被害と加害、男女理解と交際のあり方

9月 1年 生命誕生

10月 3年 人間の性衝動と性行動

11月 グループワークトレーニング

12月 1年 スクールロイヤー活用事業

2月 1、2年 自分のあり方（進路を考える）

3年 生き方を考える

カ 保護者や地域の方への啓発

- ・授業参観や懇談会の開催、学校・学年通信による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTA企画委員会や地区懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を積極的に提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットによるいじめについて、保護者に広く啓発して家庭での目配りを依頼する。

(3) いじめの早期発見の取組

ア 生活アンケート

- ・毎月末に「生活アンケート」を実施する。担任が学級集計し、学年主任に報告、学年主任は学年分をまとめて、運営委員会で報告し現状と対応策を協議する。
- ・翌月初めに「いじめ根絶週間」を1週間設定し、問題の解決を早期に図る。

イ 心のアンケート

- ・年に1回(12月)実施する。無記名のアンケート調査を実施することにより、生徒の思いに寄り添い、いじめの実態を把握するとともに、迅速・適切な対応を行い、いじめのない、すべての生徒が安心して、楽しく学校生活を過ごせる学校づくりに取り組むための資料とする。

ウ マイライフノート

- ・毎日、帰りの学活で書く時間を確保する。学校生活で感じたことを「今日の振り返り」に記入し、担任は毎日の学校生活の様子を確認する。

エ 教育相談

- ・年2回(6月・2月)、学級担任による生徒からの聞き取り調査の週間を1週間設定し実施する。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口(教頭、主幹教諭、学年主任)を設置し相談体制の整備を行う。

オ 悩み相談ボックス

- ・生徒がいつでも悩みを相談できるように、校内に「悩み相談ボックス」を設置している。相談のある生徒は、ボックスの横にある相談用紙に「相談したいこと」「相談したい先生」を記入し、ボックスに入れる。後日、「相談したい先生」から指定された場所や時間で相談を行う。

カ 運営委員会における情報共有

- ・情報収集と早めの対応を行うために、毎週月曜日1校時に行う。参加者は校長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、事務職員とする。
- ・一週間のスケジュールを共有し、学校総体としてそろえるべき事項を確認する。生徒指導、学力充実、不登校生徒や特別支援教育等も話題にし、他学年の動きを知り、主任の運営見通しを明確にする。
- ・各学年における問題行動等の様々な情報を共有する横の連携と、縦の報告・連絡・相談の場とする。
- ・学習や生活の約束事が確実に実践できているか継続して確認する。課題があった場合は、対策をその場で検討し、すぐに学校総体として実践する。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する取組

インターネット等を通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

ア 学校の取組

- ・情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。年に1回、親子で学習する機会を設ける。
- ・通信等による啓発を定期的に行う。
- ・携帯電話、スマートフォンの校内への持ち込みを禁止する。

イ 家庭の取組

- ・大津町PTA連絡協議会作成の「携帯電話・スマホ・パソコン等の使用に置ける約束事項」をもとに各家庭でルールづくりを行い、保護者の許可のもとで適正に使用されるようにしている。
- ・PTA総会時（4月）に保護者への啓発活動を行う。

ウ 発生時の対応

- ・事実関係の把握を的確に行う。被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。
- ・ライン等の書き込みについては、即時消去させる。必要があれば、教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、速やかに現況の回復がなされるよう努める。

(5) いじめ発生に対する措置

いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。常に被害者の立場に立った対応を心がける。学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。

ア 正確な実態把握

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・当事者双方、周りの生徒から、個々に聴き取り、記録する。正確で偏りのない事実調査を行い、全体像を把握する。
- ・管理職への速やかな情報伝達を行う。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

イ 指導体制、方針決定

- ・いじめ防止委員会で方針を決定し、全職員で共通理解を図り、指導方法を明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

ウ 生徒への指導・支援

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。いじめられた生徒を保護し、その心配や不安を取り除く。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置等を講

ずる。

- ・ いじめた生徒に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。また、自分のした行為について深く反省させる取組を、当該生徒の気持ちに寄り添いながら継続指導していく。

エ 保護者との連携

- ・ いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・ インターネット等によるいじめの発見などについて保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 大津町教育の日、授業参観日や懇談会などを通じて、保護者との連携を深める。

オ 重大事案への対応

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続していたり、または犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」などの重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- ・ 速やかに、大津町教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や所轄警察署等、関係機関への通報を行い、連携して対処する。
- ・ 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について教育委員会と協議する。
- ・ 加害生徒について、改善がのぞめず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について教育委員会と協議する。

カ 今後の対応

- ・ 継続的に指導・支援を行う。
- ・ カウンセラー等を活用し、生徒の心のケアを図る。
- ・ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる支持的風土のある学級運営を行う。
- ・ 実践的な校内研修を実施する。
- ・ 生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ・ 各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

6 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法

第28条（重大事態への対応）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態について

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた時。

- ・ 生徒が自死を企画した場合
- ・ 身体に重大な被害を被った場合
- ・ 金品に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発病した場合

イ いじめにより該当学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた時。

- ・ 年間30日を目安とする。

※ 上記に関わらず、一定期間連続して欠席しているような場合は学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態が発生した場合の報告等

ア 学校は、大津町教育委員会を通じて大津町町長へ報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

イ 大津町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施する。

(3) 調査を行うための組織について

調査組織による調査は以下に掲げる点について内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- ・ 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- ・ いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- ・ 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- ・ 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- ・ 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

(5) その他の留意事項

重大事態が発生した場合、大津町教育委員会及び学校は、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

(6) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

大津町教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する責任を負う。

イ 調査結果の報告

調査結果については、大津町教育委員会を通じて大津町長に報告する。